平成２７年（フ）第３６５号
北九州市門司区松崎町７番１―401号
債務者　鴛海　由香
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第３７４号
北九州市小倉北区南丘２丁目15番２―203号
債務者　吉永　由美
1　決定年月日時　平成27年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１９２号
佐賀県小城市三日月町久米1211番地　ピース・コア　Ｄ201号
債務者　畠盛　　純
1　決定年月日時　平成27年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２１６号
佐賀県神埼市千代田町餘江1415番地５東野ヶ里団地345
債務者　田中由美子（旧姓白水）
1　決定年月日時　平成27年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２１８号
佐賀県多久市多久町2289番地
債務者　永石久美子（旧姓三枝・中山田）
1　決定年月日時　平成27年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２１９号
佐賀市末広２丁目13番29号
債務者　中島　秀俊
1　決定年月日時　平成27年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２２７号
佐賀県鳥栖市村田町672番地３　光陽コーポレーション105、前住所佐賀県三養基郡みやき町大字原古賀6371番地85
債務者　中島　里香
1　決定年月日時　平成27年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２２８号
佐賀市高木瀬西４丁目４番５号、前住所佐賀市高木瀬東２丁目16番37―101号　ラ・カーサミーア
債務者　宮崎　吉章
1　決定年月日時　平成27年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２３１号
佐賀市三瀬村三瀬377番地
債務者　中原　由美
1　決定年月日時　平成27年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４３７号
熊本県菊池郡大津町大字室383番地２　スミレハイツ105号
債務者　緒方　元代
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４３８号
熊本県宇土市高柳町81番地　エレガント・レジデンスＣ201、前住所熊本市南区城南町隈庄882番地10
債務者　田原　靖洋
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４３９号
熊本県宇土市高柳町81番地　エレガント・レジデンスＣ201、前住所熊本市南区城南町隈庄882番地10
債務者　田原由紀子
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第７２号
鹿児島県曽於市末吉町南之郷741番地３
債務者　清水　綾香
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２７年（フ）第８５号
鹿児島県肝属郡肝付町野崎2751番地
債務者　西迫　琢磨
1　決定年月日時　平成27年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２７年（フ）第１２２号
広島県福山市神辺町字東中条1743番地２
債務者　横山　信幸
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第４６０号
北九州市小倉南区蜷田若園３丁目７番29号(103)
債務者　永井　義隆
1　決定年月日時　平成27年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第６１号
山口市大内御堀1667番地１、前住所山口県防府市大字田島1067番地の３　市住71棟1482号
債務者　岩本ひと美（旧姓本多）
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
山口地方裁判所民事部破産係